5. 163
　付加分配：アルメニア、ベラルーシ、ロシア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、47―48.5MHz及び56.5―58MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。
5. 164
　付加分配：アルバニア、アルジェリア、ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、コートジボワール、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、モナコ、モンテネグロ、ナイジェリア、ノルウェー、オランダ、ポーランド、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、セルビア、スロベニア、スウェーデン、スイス、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア及びトルコでは、47―68MHzの周波数帯、南アフリカ共和国では47―50MHzの周波数帯、ラトビアでは48.5―56.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国の現存の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送局からの保護を要求してはならない。
5. 165
　付加分配：アンゴラ、カメルーン、コンゴ共和国、マダガスカル、モザンビーク、ニジェール、ソマリア、スーダン、南スーダン、タンザニア及びチャドでは、47―68MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。
5. 166
　代替分配：ニュージーランドでは、50―51MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配し、53―54MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。
5. 167
　代替分配：バングラデシュ、ブルネイ、インド、イラン、パキスタン、シンガポール及びタイでは、50―54MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務に分配する。
5. 167A
　付加分配：インドネシアでは、50―54MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務にも分配する。
5. 168
　付加分配：オーストラリア、中華人民共和国及び朝鮮民主主義人民共和国では、50―54MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。
5. 169
　付加分配：ボツワナ、レソト、マラウイ、ナミビア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、南アフリカ共和国、スワジランド、ザンビア及びジンバブエでは、50―54MHzの周波数帯は、一次的基礎でアマチュア業務にも分配する。セネガルでは、50―51MHzの周波数帯は、一次的基礎でアマチュア業務に分配する。
5. 170
　付加分配：ニュージーランドでは、51―53MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。
5. 171
　付加分配：ボツワナ、レソト、マラウイ、マリ、ナミビア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、南アフリカ共和国、スワジランド、ザンビア及びジンバブエでは、54―68MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。
5. 172
　業務の種類の地域差：第二地域のフランス海外県、ガイアナ、ジャマイカ及びメキシコでは、固定業務及び移動業務による54―68MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5. 33号参照）。
5. 173
　業務の種類の地域差：第二地域のフランス海外県、ガイアナ、ジャマイカ及びメキシコでは、固定業務及び移動業務による68―72MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5. 33号参照）。
5. 174（未使用）
5. 175
　代替分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、68―73MHz及び76―87.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。ラトビア及びリトアニアでは、68―73MHz及び76―87.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務及び航空移動（R）を除く移動業務に分配する。その他の国でこれらの周波数帯が分配されている業務及び上に掲げる国の放送業務は、関係する隣接国の同意を得ることを条件とする。
5. 176
　付加分配：オーストラリア、中華人民共和国、大韓民国、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国及びサモアでは、68―74MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。
5. 177
　付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、73―74MHzの周波数帯は、無線通信規則第9. 21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務にも分配する。
5. 178
　付加分配：コロンビア、キューバ、エルサルバドル、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス及びニカラグアでは、73―74.6MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。
5. 179
　付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、グルジア、カザフスタン、リトアニア、モンゴル、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、74.6―74.8MHz及び75.2―75.4MHzの周波数帯は、地上に設置した送信機のためにのみ、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。
5. 180
　75MHzの周波数は、マーカ・ビーコンに割り当てる。主管庁は、電力は地理的位置によりマーカ・ビーコンに有害な混信を生じさせてはならない。また、制約を与えるおそれがある他の業務の局に対して保護周波数帯の境界に近い周波数を割り当てることを差し控えなければならない。
　航空機上の受信機の特性を向上させ、74.8MHz及び75.2MHzの境界に近い送信局の電力を制限するため、あらゆる努力を行うものとする。
5. 181
　付加分配：エジプト、イスラエル及びシリアでは、74.8―75.2MHzの周波数帯は、無線通信規則第9. 21号の規定に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第9. 21号の規定に従った手続の適用により識別されるおそれのある全ての主管庁による航空無線航行業務での使用の要望がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。
5. 182
　付加分配：サモアでは、75.4―87MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。